

# 農地の売買、贈与、貸借等の許可について

## 【農地法第3条】

- 農地を売りたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやってみみたい方...まずは、農業委員会へご相談ください!
- 農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会(または都道府県知事)の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

### 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ◇ 申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること(効率利用要件)
- ◇ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと(農業生産法人要件)
- ◇ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- ◇ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること(下限面積要件)
- ◇ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)

農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

江北町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下限面積
江北町全域	50アール

### 〔下限面積設定理由〕

- (1) 農地法施行規則第20条第1項の適用について  
2011水田台帳において、管内で50アール未満の農地を耕作している農家は全農家数の25%であり、40%を下回っているため。
- (2) 農地法施行規則第20条第2項の適用について  
平成20年度に実施した耕作放棄地全体調査の結果、管内の遊休農地率は0%と低い現状にあるため。町の政策として、認定農業者を中心とした農地の利用集積を推進しており、下限面積を設定し農業経営の新規参入を促進することは逆に認定農業者等の経営を圧迫する恐れがあるため。